

「患者さんが処方箋を紛失した場合の取り扱い」にご用心

患者さんが保険薬局で薬剤の支給を受ける前に処方箋を紛失した場合の再発行費用については、患者さんの自費になる場合と保険適用になる場合があります。今号では、この取り扱いについてフローチャートで解説します。

(※1) 再度診察が必要かどうかの判断は医師が行う。

【再度診察を行う場合の例】

急性疾患。
前回の来院時よりも主訴が追加された。
処方内容を変更する必要がある。

【再度診察を行わない場合の例】

慢性疾患。
前回の来院時と主訴が変わらない。
処方内容を変更する必要はない。

注) 天変地異（大震災や台風等）により、
処方箋や薬剤を紛失した場合は、診察料、
処方箋料とともに保険適用にすること
ができる。

震災等の都度、厚労省から取り扱い
が示される。

この場合は、レセプトの「摘要」欄
に「(震災)による処方箋紛失のため、
診察の上、再度処方」等と記載してお
くことが望ましいと考える。

「保険薬局で処方を受ける前に処方箋を紛失した」又は
「保険薬局で処方を受ける前に処方箋の有効期限が切れた」
と患者さんが言ってきた。

